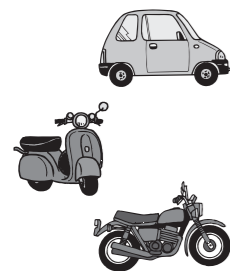


軽自動車などの名義変更手続きをお忘れなく

閩税制課(市役所2階2番窓口) ☎32-2017

軽自動車税の課税対象者は、4月1日現在で車両を所有している人です。
しかし、車両を廃車や譲渡していても、名義変更などの変更手続きを行っていないと、登録上の所有者に課税されます。所有者が市外へ転出したり、車両を譲渡や廃車したりした場合は、**3月31日(火)**までに変更手続きを行ってください。



手続きの窓口

車種	窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	税制課または各支所市民生活課	32-2017(税制課)
軽二輪車 二輪小型自動車	中国運輸局岡山運輸支局(岡山市)	050-5540-2072
軽自動車	軽自動車検査協会岡山事務所(岡山市)	050-3816-3084

ご注意ください

引っ越しなどの際、市民課や各支所市民生活課で住民票の転出や転入などの届け出をただけでは、車両の登録内容は変更されません。上記の手続き窓口で変更の届け出をしてください

男女共同参画まちづくり 審議会委員の募集

閩〒708-8520津山市新魚町17(アルネ・津山5階)
津山男女共同参画センター「さん・さん」☎31-2533

市では、男女共同参画社会の実現を目指す審議会委員を募集しています。

応募資格 男女共同参画の推進に関心があり、審議会に出席可能な20~70歳(平成27年4月1日現在)で市内在住の人

募集人員 2人以内

任期 平成27年4月1日~平成29年3月31日

報酬 日額7,100円(年2回程度の審議会を予定)

応募方法 任意の様式に①住所②名前(ふりがな)③生年月日④性別⑤電話番号⑥職業または勤務先(学生は学校名)⑦小論文・テーマ「私が考える男女共同参画」(400字詰め原稿用紙1~2枚程度)を記載して郵送または直接申し込む

締め切り 3月6日(金)

選考 提出された書類を基に選考し、結果を通知します(公募書類は返却しません)

国民年金保険料の 納付は口座振替で

閩保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2072または各支所市民生活課、津山年金事務所 ☎31-2363

国民年金保険料の納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。

また、保険料の前納(2年分・1年分・6ヵ月分)や、早割制度(当月保険料を当月末引落とし)を利用すると、保険料の割引が受けられます。

申込方法 保険年金課や津山年金事務所に備え付けの口座振替申出書に基礎年金番号や金融機関口座番号などを記入し、金融機関届出印を押印して申し込む

※口座振替による保険料の前納(2年分・1年分・6ヵ月分:4月末振替)の申し込みは2月27日(金)まで受け付けています



3月は自殺対策強化月間です

閩健康増進課 ☎32-2069

全国では、毎年約3万人の人が自ら命を絶っています。津山市でも毎年20人前後の人が、自ら大切な命を亡くされています。

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くは経済的な問題や人間関係の悪化、身体的な苦しみに耐えかねて、“追い込まれた末の死”といわれています。命を守るため、できることをしましょう。

【身近な人たちができること】

気付く 心の不調は本人には自覚しづらいものです。家族や仲間が、心の不調を示すサインを出していたら、声を掛けてみましょう

傾聴する 本人の気持ちを尊重し、時間をかけて悩みに耳を傾けましょう。言葉を否定せずそのまま受け止めましょう

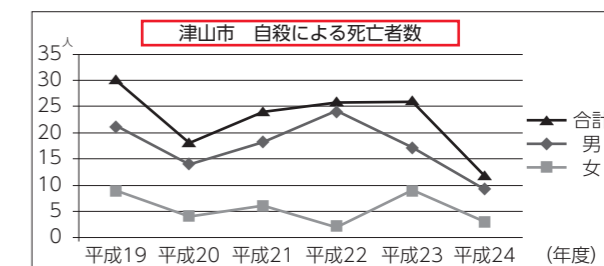
つなぐ 早めに悩みや問題に応じた専門の相談機関に連絡するよう促しましょう。解決の糸口が見つかるかもしれません

見守る 心の悩みは、すぐに解決するわけではありません。温かく寄り添いながら、自然な対応を心掛け、焦らずに見守りましょう

【自分自身ができること】

悩みやストレス、症状などが辛いときは一人で抱え込まず、誰かに相談しましょう。人と話すと、ほっとしたり、一人では気付かなかった解決策を見つけたりすることがあります

津山市の男女別自殺者数



相談窓口 健康増進課 ☎32-2069、美作保健所 ☎23-1063、岡山いのちの電話協会 ☎086-245-4343

交通事故などによる健康保険への届け出

閩保険年金課(国民健康保険係) ☎32-2071、(高齢者医療係) ☎32-2073

交通事故など、本人以外の行為によって負傷した治療費(医療費)は、本来、過失割合に応じて加害者と被害者双方が負担するものです。

健康保険を使って治療を受ける場合、保険者(市町村など)は相手方に治療費を請求するため、相手の連絡先や事故の状況などを詳しく知る必要があります。

医療費は、皆さんが納めた保険料などで賄われています。保険料を適正に使用するため、必ず届け出をしてください。



届出先

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者=保険年金課または各支所市民生活課

その他の健康保険加入者=加入している健康保険の窓口

持ってくるもの

健康保険証、印鑑(スタンプ印は不可)、事故証明書

※詳しくは、お問い合わせください

※届け出が無い場合、治療内容などによって、けがや病気の原因を問い合わせることがあります

Q. 届け出をしないと、どうなるの?

A. 本来、健康保険が負担すべきでない治療費を負担してしまう可能性があります

Q. 届け出をすると、どうなるの?

A. 双方が負担すべき治療費を、いったん、健康保険が立て替えて支払います。その後、立て替えた治療費を相手方の保険会社に請求し、双方で治療費を負担します